

＜土砂災害警戒危険区域の指定について＞

北部土木事務所栗原地域事務所

平成27年3月

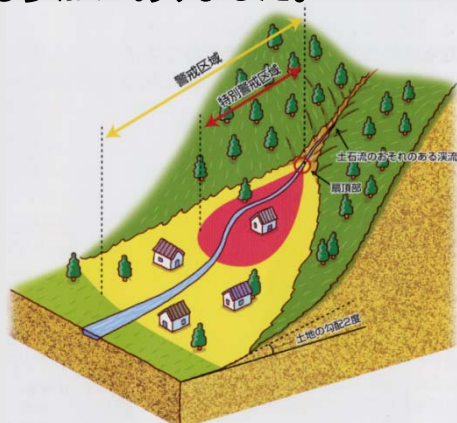
「土砂災害危険箇所基礎調査結果説明会」の開催について

栗原市には、現在518箇所の土砂災害危険箇所が存在します。土砂災害を防止するための施設整備には、多額の費用と長い時間がかかります。

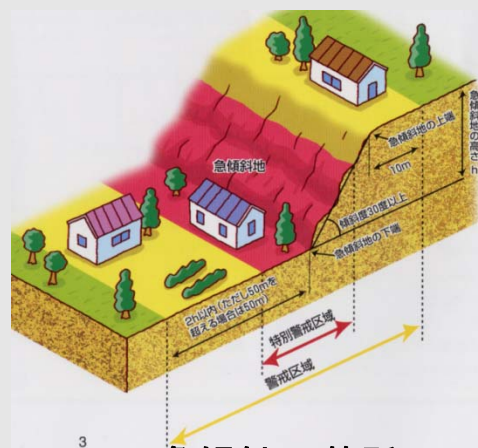
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成13年4月1日に施行され、県でも土砂災害から皆様の生命・身体を守ることを目的とした「ソフト対策事業」として、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」への指定を進めています。

栗原市内24箇所（土石流12渓流，急傾斜12箇所）の現地調査（基礎調査）結果を踏まえ、今後、土砂災害警戒区域への指定を予定していることから、関係する土地所有者及び居住者の方々を対象とした調査結果の説明会を開催し、危険箇所の周知と防災意識の高揚に取り組んでいます。

土砂災害防止法に関する関心が高く、3月10日から19日まで合計約110名を超える参加がありました。



土石流12渓流



急傾斜12箇所

説明会日程：平成27年3月10日～12日，19日

開催場所：栗原市（瀬峰，金成，花山，一迫，鶯沢，栗駒）



鶯沢会場での説明



栗駒会場での説明